

第5次北海道ホームレス自立支援等実施計画

令和6年3月

北 海 道

はじめに

ホームレスの方々は、全国、北海道ともに減少傾向にありますが、依然として、道内においても、駅舎等の公共的な施設が起居の場となっている事例や短期の路上生活を行う事例が確認されています。

そのため、道では、ホームレスの方々が地域社会の中で自立した生活を営むことができるよう、国の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」に基づき、「北海道ホームレス自立支援等実施計画」を策定し、就業の機会や安定した居住の場所、保健・医療の確保を図るとともに、生活に関する相談・指導や人権擁護などに取り組んできました。

また、「生活困窮者自立支援法」に基づき、生活に困窮されている方々に、就労や心身の状況、地域社会からの孤立の状況などに応じた包括的かつ早期の支援を実施してきました。

こうした中、近年では、失業により住居を喪失する事例や借り入れの返済に苦慮する事例が増加しているほか、女性や障がいのある方への支援ニーズも高まっていることから、道では、国の新たな基本方針を踏まえ、道内で活動する民間支援団体や道民の皆様のご意見を伺いながら、この度、「第5次北海道ホームレス自立支援等実施計画」を策定しました。

新たな計画では、全道で地域の実情に応じたホームレス自立支援施策が実施できるよう、必要な支援を実施するほか、市町村における属性を問わない包括的な支援体制の整備や孤独・孤立対策の推進を新たに盛り込んだところであり、道としては、今後とも、市町村や民間団体、関係機関と連携・協働して、ホームレスの方々の自立支援に総合的かつ計画的に取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただいた皆様に、心から感謝を申し上げます。

令和6年3月

北海道知事 鈴木 直道

目 次

第 1 実施計画の策定に当たって	
1 実施計画の目的（基本目標）	・ ・ ・ ・ ・ 1
2 実施計画の位置付け	・ ・ ・ ・ ・ 1
3 実施計画の期間	・ ・ ・ ・ ・ 1
第 2 ホームレスの現状	
1 全国のホームレスの現状	・ ・ ・ ・ ・ 2
2 北海道のホームレスの現状	・ ・ ・ ・ ・ 3
第 3 ホームレスの自立支援施策の推進	
1 基本的な考え方	・ ・ ・ ・ ・ 4
2 施策の体系	・ ・ ・ ・ ・ 5
3 課題別対策の推進施策（方向性）	
（1） 就業の機会の確保	・ ・ ・ ・ ・ 6
（2） 安定した居住の場所の確保	・ ・ ・ ・ ・ 7
（3） 保健・医療の確保	・ ・ ・ ・ ・ 8
（4） 生活に関する相談及び指導	・ ・ ・ ・ ・ 9
（5） 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施	・ ・ ・ ・ 10
（6） 人権擁護	・ ・ ・ ・ 11
（7） 地域における生活環境の改善	・ ・ ・ ・ 12
（8） 民間団体との連携の推進	・ ・ ・ ・ 13
（9） ホームレスを生み出さない地域社会づくり	・ ・ ・ ・ 14
第 4 実施計画の進め方	・ ・ ・ ・ 15
第 5 ホームレス問題が顕在化していない市町村における取組	・ ・ ・ ・ 15
用語解説	・ ・ ・ ・ 16
資料編	
1 ホームレス対策に係る事業推進施策実績	・ ・ ・ ・ 22
2 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法	・ ・ ・ ・ 28
3 ホームレスの自立の支援等に関する基本方針	・ ・ ・ ・ 31
4 道内民間支援団体一覧	・ ・ ・ ・ 45
5 道内の福祉事務所及び自立相談支援機関一覧	・ ・ ・ ・ 47

第1 実施計画の策定に当たって

1 実施計画の目的（基本目標）

この計画は、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」（平成14年法律第105号。以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」（令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下「基本方針」という。）を踏まえてホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するために策定する計画であり、その目的（基本目標）は次のとおりです。

なお、この計画では「ホームレス」を、法第2条に規定する「都市公園^{*}、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、日常生活を営んでいる者」としてはいますが、支援に関しては、これらの方に加え、定まった住居を喪失し、終夜営業の店舗等で寝泊まりする等の不安定な居住環境にあるなど、屋根のある場所と路上を行き来しているホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方を含めることとします。

- (1) 自立の意思のあるホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方に対し、就業や住居、保健・医療、生活相談等の施策を実施することにより、自立に結びつけるとともに、ホームレスとなることを防止すること。
- (2) 国や市町村及びホームレスの自立支援等を行っている民間団体^{*}（以下「民間団体」という。）等と連携、協働しながら、道民の理解と協力を得て、ホームレスの自立支援等に関する施策及びホームレスを生み出さない地域社会づくりを総合的に推進すること。

2 実施計画の位置付け

- (1) 法及び基本方針に基づく計画です。
- (2) 「北海道地域福祉支援計画」^{*}の施策別計画^{*}です。
- (3) 道におけるホームレス自立支援施策について、保健・医療、福祉、住居、就業、人権、男女平等、地域安全等多岐にわたる分野における関係施策及び市町村が取り組む施策との調整を図り、総合的に推進するための計画です。
- (4) 市町村が実施計画を策定する際に留意すべき事項を記載した計画です。

3 実施計画の期間

この計画の期間は、基本方針を踏まえ、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。ただし、法及び基本方針が見直された場合は、期間内であっても見直しを実施します。

第2 ホームレスの現状

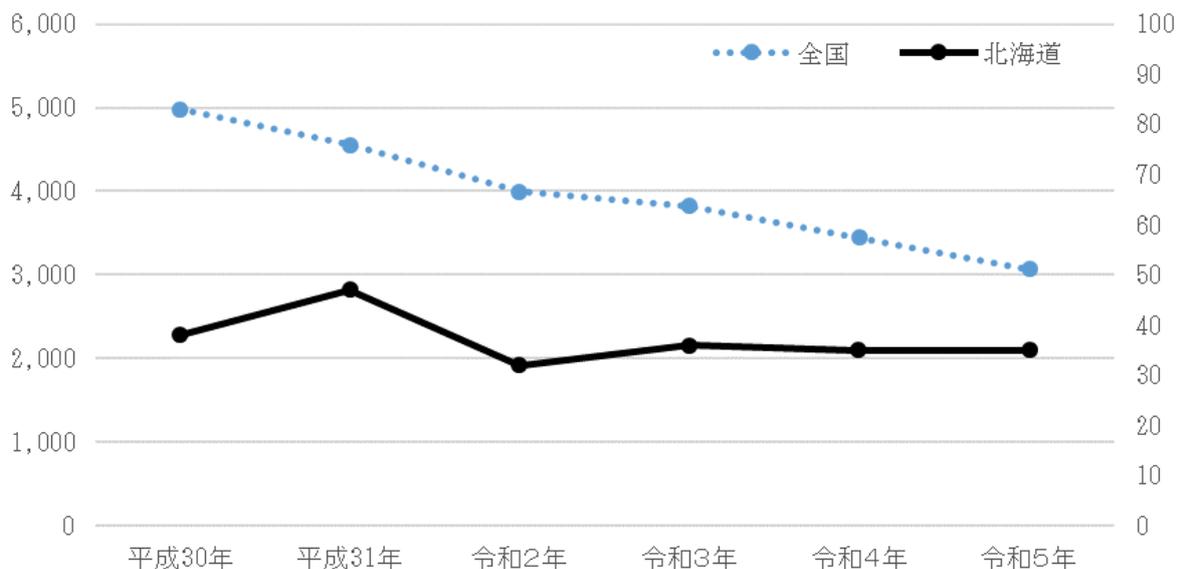
1 全国のホームレスの現状

- 国では、平成15年から毎年、ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査）を実施しています。
- 令和5年1月に実施したこの調査（以下、「令和5年概数調査」という。）によると、路上等で生活するホームレス数は、3,065人であり、第4次計画策定時の平成30年1月と比べて1,912人減少しています。
- 継続的に路上（野宿）生活をしている方の割合は64.4%となっている一方で、路上と屋根のある場所との行き来を繰り返している層も一定程度存在していると考えられています。
- 都道府県別に見ると、大阪府で888人、東京都で661人となっており、両都府で全国の約半数を占めています。
- 国では概ね5年に1回、抽出により実施するホームレスの実態に関する全国調査（生活実態調査）を実施しており、令和3年度の調査（以下「令和3年生活実態調査」という。）では、路上等のホームレスの平均年齢は63.6歳、路上生活が10年以上のホームレスの割合は40.0%となっており、高齢化や路上生活の長期化が一層進んでいる状況が見られました。
- ※ 生活実態調査は、厚生労働省のホームページに掲載されています。

表1 ホームレス数の推移（ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査））（単位：人）

	平成30年 (H30.1月)	平成31年 (H31.1月)	令和2年 (R2.1月)	令和3年 (R3.1月)	令和4年 (R4.1月)	令和5年 (R5.1月)
全国	4,977	4,555	3,992	3,824	3,448	3,065
北海道	38	47	32	36	35	35
札幌市	35	43	30	34	30	30
函館市	0	1	0	0	0	0
苫小牧市	3	3	2	2	3	3
北見市	0	0	0	0	0	2
名寄市	0	0	0	0	1	0
富良野市	0	0	0	0	1	0

図1 ホームレス数の推移（ホームレスの実態に関する全国調査（概数調査））（単位：人）



※ 全国：左縦軸、北海道：右縦軸

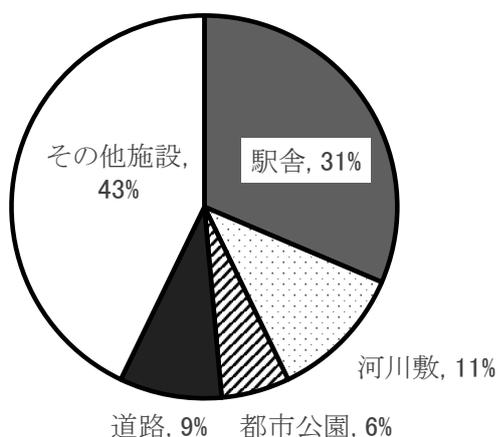
2 北海道のホームレスの現状

(1) 概数調査の結果

- 令和5年概数調査によると、道内で確認されたホームレスは、札幌市が30人、苫小牧市が3人、北見市が2人、計3市で35人となっており、平成30年と比較してわずかに減っています。
- また、ホームレスが確認された場所別に見ると、駅舎が11人、河川敷が4人、都市公園が2人、道路が3人、その他施設が15人となっています。
- ホームレスは、昼夜や季節等によって、移動が見られ、概数調査のみをもって、道内のホームレスの全容を説明することは難しいものと考えられます。

表2、図2 道内においてホームレスが確認された場所別人数及び割合（令和5年概数調査）

場 所	人数(人)
駅舎	11
河川敷	4
都市公園	2
道路	3
その他施設	15
計	35



(2) ホームレス支援団体等から確認した現状

北海道のホームレスの実態を把握するため、令和5年9月～10月に、道内各地域で活動する民間団体から、活動状況や地域のホームレスの状況及び施策等に対する意見をお聞きしました。

その中で確認された北海道のホームレスの現状は、次のとおりです。

- ・ 概数調査で把握される人数については調査の時期や時間帯により流動的な面があることや、路上生活を経ない、又は短期間の事例もあることに留意が必要である。
- ・ 住み込みで就業している方の失業など、様々な理由で住まいを失う方への支援ニーズが高く、女性や障がいのある人への支援ニーズも増えている。
- ・ 生活場所としては、駅舎、車中、ネットカフェ、バスターミナル等が確認されている。また、道内各地から、求人が多く支援体制も充実した札幌への移動も見られる。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響については、失業による住居の喪失や就労による自立の減少、借り入れの返済に苦慮する事例、相談の増加が見られる。
また、新型コロナウイルス感染症関連の支援策の終了や、物価高の影響もあり、相談等への増加も見られ、動向に留意が必要である。

第3 ホームレスの自立支援施策の推進

1 基本的な考え方

ホームレスとなった要因としては、倒産・失業等の仕事に起因するものや、病気やけが、人間関係、家庭内の問題等様々なものが複合的に重なり合っており、また、年齢層によってもその傾向が異なっています。

令和3年生活実態調査では、ホームレスの高齢化や路上（野宿）生活の長期化の傾向が一層顕著となるとともに、平成28年生活実態調査と同様に路上（野宿）生活を脱却した後、再び路上（野宿）生活に戻ってしまうホームレスの存在や、終夜営業の店舗等、屋根のある場所との行き来の中で、路上（野宿）生活の期間が短期間になりやすいといった傾向が確認されたところでした。

ホームレス自立支援施策は、ホームレスが就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じ、自らの意思で安定した生活を営めるよう支援することが基本であり、このためには、就労の機会や生活の基盤となる安定した居住の場所が確保され、地域で自立した日常生活が可能となる環境づくりが重要であり、これらの支援策を、道はもとより、国（国の地方機関を含む。）、市町村、民間団体等が、それぞれ役割を分担し、連携・協働して推進することが必要です。

ホームレスやホームレスとなるおそれのある方を含む生活困窮者の支援に当たっては、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「困窮者支援法」という。）に規定する生活困窮者自立相談支援事業^{*}（以下「自立相談支援事業」という。）を中心に、生活保護法（昭和25年法律第144号）、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「住宅セーフティネット法」という。）等の関連制度を効果的に組み合わせて実施していくこととしています。

2 施策の体系



3 課題別対策の推進施策（方向性）

（1）就業の機会の確保

◆ 現状と課題

令和3年生活実態調査では、今後、「アパートに住み、就職して自活したい」と答えた方は17.5%となっています。

ホームレスの就業による自立のためには、ホームレスの個々の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況等に応じた就業ニーズや職業能力を踏まえ、就業機会の拡大や安定した雇用の場の確保に努めることなどが重要です。

このため、就業による自立の意思があるホームレスに対して、民間団体との連携を進め、職業相談の実施や就労先の確保を図ることなどが重要です。

● 施策の方向と主な施策

施策の方向	主な施策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用の促進に向け、事業主等の理解を深めます。 ○ 就業機会に向けた、求人情報の提供に努めます。 ○ 就業に向け、必要な技能、知識を習得するため、職業訓練を推進します。 ○ 中間的就労[*]など段階的な就労支援を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ホームレスに関する問題について事業主等の理解を深めるため啓発活動を行います。 ・ 民間団体と連携を図り、ホームレスの個々の就業ニーズや職業能力に応じた求人開拓や求人情報の収集等を行い、ホームレスへの情報提供に努めます。 ・ ハローワーク[*]が行う職業能力の開発及び向上を図るための技能講習や職業訓練などを活用して就業を支援します。 ・ NPO[*]等の民間団体、社会福祉法人等と連携しながら、生活困窮者就労準備支援事業[*]や生活困窮者就労訓練事業[*]（以下「就労訓練事業」という。）等の利用促進により、段階的な就労支援を行います。

(2) 安定した居住の場所の確保

◆ 現状と課題

令和3年生活実態調査では、家族や親族との関係が途絶えているなど、保証人の確保ができないこと等により、安定した居住の場所の確保に支障が生じないよう配慮が必要です。

様々な支援を通じて就労の機会が確保されることなどにより、地域社会の中で自立した日常生活を営むことが可能となった方に対し、民間団体と連携した、地域の実情を踏まえた入居支援等により、安定した居住の場所を確保することが必要です。

● 施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
<p>○ 自立して生活することが可能となったホームレスの公営住宅・民間賃貸住宅への入居を支援します。</p> <p>○ 民間賃貸住宅に関わる団体との連携を図ります。</p> <p>○ 住居の確保と地域生活の継続を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none">・ 地域の住宅事情等に応じた単身入居制度等を活用し、公営住宅の入居を支援します。また、住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会[*]の枠組みも活用しつつ、福祉部局と住宅部局との連携を強化します。・ 民間賃貸住宅に関する団体や支援団体と連携し、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅や民間の保証会社等に関する情報の収集と、その提供に努めます。・ 生活困窮者住居確保給付金[*]（以下「住居確保給付金」という。）の対象者要件に該当する方には、速やかに住居確保給付金の支給を行います。・ 居住に困難を抱え、地域社会から孤立している方に対し、自立相談支援事業を実施する自立相談支援機関や住宅セーフティネット法に定める居住支援法人[*]による入居相談や生活支援等による住宅の確保と地域生活の継続に必要な支援を実施します。

(3) 保健・医療の確保

◆ 現状と課題

令和3年生活実態調査では、健康状態が「あまりよくない」、「よくない」と答えた方が34.9%であり、このうち治療等を受けていない方は63.5%となっています。

個々のホームレスの健康状態等に応じた相談、保健指導等による健康対策や結核検診等の医療対策を推進していくとともに、ホームレスの生活環境の衛生状況を改善していくことが必要です。

このため、市町村等と連携し、ホームレスの健康状態の把握等に努めるとともに、疾病の予防、検査、治療等が包括的にできるよう、保健所^{*}、医療機関、福祉事務所^{*}等が密接な連携を図ることが重要です。

また、高齢化や路上（野宿）生活の長期化により健康状態が悪化しているホームレスが必要な医療サービスを受けることができるよう、保健師、看護師、精神保健福祉士等の保健医療職による医療的視点に基づいたきめ細やかな相談や支援が必要です。

● 施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康状態の把握に努め、適切な医療支援を行います。 ○ 精神保健対策の推進を図ります。 ○ 感染症予防対策を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立相談支援機関における窓口や巡回による相談を通じて、ホームレスの健康状態を把握し、必要に応じ、保健所等と連携を図りながら医療機関への受診につなげます。 ・ 生活困窮者一時生活支援事業[*]（以下「一時生活支援事業」という）の実施者は、健康相談等を実施するとともに、必要に応じて保健所等と連携し、医療的な支援を行います。 ・ 医療機関への受診が必要な場合は、無料低額診療事業[*]を活用するなど、適切な医療を確保します。 ・ 身体面のケアだけでなく、心のケアについても、精神保健福祉センターや保健所等と連携した支援を行います。 ・ ホームレスは、厳しい生活環境の中で感染症を発病しやすい状態にあることから、必要に応じて関係機関で予防対策を検討します。 ・ 結核に罹患しているホームレスに対しては、保健所において、福祉事務所と連携し、適切な医療を確保するとともに、服薬や医療の中断等による再発等を防ぐため、訪問等による対面服薬指導[*]等を実施します。

(4) 生活に関する相談及び指導

◆ 現状と課題

概数調査及び令和3年生活実態調査から明らかなように、年齢、性別、ホームレスとなった要因、自立に向けた考え方等は多様です。

ホームレスに対する生活相談や生活指導を効果的に進めるためには、個々のホームレスのニーズに的確に応えられるよう、関係機関、団体等の相互連携を強化した総合的な相談体制の確立が必要です。

● 施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
○ 総合的な相談及び指導体制を確立します。	<ul style="list-style-type: none"> 福祉事務所及び自立相談支援機関を中心として、各種相談支援機関や救護施設[*]等の社会福祉施設が相互に連携して総合的な相談及び指導体制を確立します。
○ 民間団体、地域住民等との連携による相談事業の実施を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、NPO、ボランティア団体等をはじめ、民生委員[*]、社会福祉協議会[*]、社会福祉士会及び地域住民との連携による相談事業を実施するとともに、具体的な相談内容に応じて、福祉事務所、自立相談支援機関や公共職業安定所等の関係機関への相談につなげるよう働きかけます。
○ 専門的な機関による問題解決の支援を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 多重債務[*]問題等の専門的な知識が必要な事例に関しては、日本司法支援センター[*]（法テラス）や生活困窮者家計改善支援事業[*]実施機関との連携により、問題解決に向けた支援を行います。
○ 若年層のホームレスに対する支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 直ちに一般就労することが難しい若年層の方に対しては、就労訓練事業の利用を促すとともに、NPO、社会福祉法人等と連携しながら、就労訓練の場の設置の推進・充実を図ります。
○ 女性のホームレスに対する支援に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> 女性のホームレスに対しては、性別に配慮したきめ細かな自立支援を行うとともに、必要に応じて、女性相談援助センター[*]等の関係機関との十分な連携を図ります。

(5) 緊急に行うべき援助及び生活保護法による保護の実施

◆ 現状と課題

令和3年生活実態調査では、ホームレスになってからの期間が1年以上の方は79.7%、また、これまでに一度も生活保護を受けたことがない方は67.3%となっています。

一方、福祉事務所等の公的機関に相談に行ったことのある方は32.5%おり、相談内容は全て生活保護に関するものでした。

ホームレスの中には、長期の路上（野宿）生活により、栄養状態や健康状態が悪化している場合があります、こうした方に対しては、医療機関への入院等の対応を緊急に講ずることが必要です。

また、ホームレスが急迫した状況にあるときには、速やかに職権により必要な保護を開始し、最低限度の生活を保障するとともに、自立に向けて支援を行うことが必要です。

● 施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
<p>○ 病気等による急迫した状態に対し、適切な支援を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要保護者が医療機関に救急搬送された場合など急迫状態にある場合には、職権により必要な保護を開始するなど適切な対応に努めます。 ・ 福祉事務所等は、治療後に再び路上（野宿）生活に戻ることがないように、関係機関と連携して、自立を総合的に支援します。 ・ 居所が緊急に必要な場合は、一時生活支援事業による支援などを適切に行います。 ・ 各種相談事業を通じ、緊急的援助を必要としているホームレスの早期発見に努めるとともに、発見した場合には、早急かつ適切な対応を講じます。
<p>○ 生活保護法による自立支援に必要な保護を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉事務所において、ホームレスの抱える問題やその状況を把握した上で、必要に応じ、生活保護制度を活用し、生活保障と自立支援を行います。 ・ 直ちに居宅生活を送ることが困難な場合は、保護施設[*]等において保護を行います。 また、関係機関等と連携を図り、居宅生活へ円滑に移行するための支援体制の確保に努め、就業機会の確保、療養指導、家計管理等の支援を行います。 ・ 居宅生活を送ることが可能と認められる場合は、居宅生活を継続するための支援や、居宅における自立した日常生活の実現に向けた就業機会の確保等の必要な支援に努めます。

(6) 人権擁護

◆ 現状と課題

令和3年生活実態調査では、近隣住民からのいやがらせや通行人からの暴力といった人権問題について、約10%の方が法務省の人権擁護機関に相談したいと回答しています。

ホームレスの人権擁護の取組については、ホームレス及び近隣住民双方の人権に配慮しつつ、進める必要があります。

● 施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
○ ホームレスに対する偏見や差別意識の解消を図ります。	<ul style="list-style-type: none">・ ホームレスに対する偏見や差別意識を解消し、人権を尊重する意識が高まるよう啓発活動を実施します。・ 相談等により、ホームレス及び近隣住民に対する人権侵害の事案を認知した場合は、関係機関と連携・協力し、適切な解決を図ります。・ 一時生活支援事業等の実施によりホームレスが利用する施設において、利用者の人権の尊重と尊厳の確保に十分配慮するよう努めます。

(7) 地域における生活環境の改善

◆ 現状と課題

令和3年生活実態調査では、起居の場所として、全国的には公園や河川敷にテントや小屋を常設しているケースが多い一方、駅舎等も一定割合いる状況です。また、道内では、民間団体により、駅舎、車中、ネットカフェ、バスターミナル等が生活の場所として確認されているところでは、

駅舎等の公共的な施設をホームレスが起居の場所とすることにより、その適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権に配慮しながら、地域における生活環境の改善に努める必要があります。

また、地域における安全の確保及びホームレスの被害防止を図るため、人権に配慮するとともに、地域社会の理解と協力を得ながら、地域安全活動等を実施していく必要があります。

● 施策の方向と主な施策

施 策 の 方 向	主 な 施 策
○ 公共的な施設の適正利用を図ります。	<ul style="list-style-type: none">都市公園その他の公共の用に供する施設の管理者は、当該施設の適正な利用が妨げられているときは、ホームレスの人権に配慮しながら、福祉部局等と連絡調整し、ホームレスの自立の支援等に関する施策との連携を図りつつ、当該施設内の巡視、指導等の必要な措置を行います。公共の用に供する施設の管理者は、平常時から福祉部局等と連絡調整し、洪水等の災害時においては、ホームレスに被害が及ぶおそれがあることから、配慮して対応します。
○ 地域における安全の確保とホームレスの被害防止を図ります。	<ul style="list-style-type: none">地域住民の不安等を取り除き、ホームレス自身に対する被害を防止するため、必要に応じ、警察等が関係機関と連携しパトロール活動を実施します。

(8) 民間団体との連携の推進

◆ 現状と課題

ホームレスの自立を支援するためには、NPO法人やボランティア団体など民間団体との連携・協力が不可欠です。

民間団体は、相談活動、炊き出し、シェルターの提供等の生活支援活動を通じ、ホームレスとの面識もあり、個々の事情に対応したきめ細かな支援活動において重要な役割を果たしています。

このため、これらの団体と各種課題等について定期的に意見交換を行い、具体的支援策のあり方等を検討・協議し、それぞれの役割を確認した上で、各種の自立支援施策を推進していくことが必要です。

● 施策の方向と主な施策

施策の方向	主な施策
○ 行政と民間団体との連携を推進します。	<ul style="list-style-type: none">・ 民間団体から、適宜意見をお聞きし、支援策等について検討を行います。・ 「地域における公益的な取組」を実施する社会福祉法人と連携し、ホームレスの自立支援を行います。・ 民間団体におけるホームレスに対する各種支援状況などの情報を収集し、全ての市町村に情報を提供し、連携を促します。
○ ホームレスの自立支援に関する各種情報を収集・提供します。	<ul style="list-style-type: none">・ ホームレスの自立支援に関する支援事業、助成制度などの各種情報を提供します。

(9) ホームレスを生み出さない地域社会づくり

◆ 現状と課題

令和5年概数調査によると、道内でホームレスが確認されたのは3市でした。ホームレスに関する問題が顕在化していないこともあり、多くの市町村や地域住民のホームレスに対する関心は、高いとは言えない状況にあります。

しかしながら、近年、単身世帯の増加や家族形態の変化を含めた社会変容に伴い、失業や病気等、生活に何らかの影響を与える出来事をきっかけに困窮状態に至るおそれのある方の存在が指摘されており、そのような方は、社会的孤立や自尊感情の低下、健康意識の希薄さ等から、路上（野宿）生活に至ることも考えられます。

さらに、路上生活は行っていないものの、定まった住居を喪失し簡易宿泊所や24時間営業の店舗等で寝泊まりしたり、路上と屋根のある場所を行き来し、短期の路上生活を行うなど、不安定な居住環境にある方や、一度ホームレス生活を脱却したものの、再度ホームレス生活に戻っている方も多く存在していることが、民間団体から報告されております。

こうしたことから、新たなホームレスを生み出さず、また、ホームレスだった方が再度路上（野宿）生活に至ることを防止するためには、ホームレスを直接支援する施策を実施するとともに、住民に最も身近な市町村や関係機関及び民間団体等が緊密に連携し、地域共生社会^{*}の実現に向けた取組を進めることが重要です。

また、若年層の中には不安定な就労を繰り返し、路上（野宿）生活に至る方も少なからずいます。これらの方は、就労の意義を十分に理解していないことやキャリア形成に対する意識が低いことなど、様々な要因によりそのような状況に至っていると考えられます。

● 施策の方向と主な施策

施策の方向	主な施策
○ 地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 市町村における属性を問わない包括的な支援体制[*]の整備や地域福祉計画[*]の策定を支援します。 生活困窮者支援のプラットフォーム[*]の運用や孤独・孤立対策[*]の推進など、北海道地域福祉支援計画に基づく各種施策の推進を図ります。
○ 各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> 学校教育の段階における多様なキャリア形成に共通して必要な能力や態度の育成を通じ、とりわけ勤労観や職業観を自ら形成・確立できるよう、各学校段階を通じた体系的なキャリア教育を推進します。

第4 実施計画の進め方

この計画の推進に当たっては、ホームレスが、地域社会の中で自立した生活を営むことができるよう、総合的な相談支援体制の確保、保健・医療の確保、生活保護、就労の機会や居住の場の確保等様々な分野の施策を、道及び市町村が適切な役割分担の下、国、民間団体と連携・協働し、総合的かつ効果的に展開することを基本とします。

(1) 道の役割

困窮者支援法に規定する支援調整会議^{*}や住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会の場を活用するなど、分野横断的な連携体制の下、各種の取組を進めます。

(2) 市町村への支援

全道において、地域の実情に応じて、ホームレスの自立支援等に関する実施計画の策定や、ホームレス自立支援施策（市にあっては一時生活支援事業を含む）が実施ができるよう、市町村に対し、基本方針やこの計画に即し、道内の実態や、支援ニーズ、民間団体の活動状況、取組の好事例など必要な情報提供等の支援を行います。

(3) 国との連携

この計画に掲げた施策の効果的な推進を図るため、北海道労働局、北海道開発局その他の国の関係機関との連携を図ります。

(4) 民間団体との連携と協働

ホームレスやホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方にとって最も身近な存在であり、生活実態の把握やシェルター事業の実施など支援活動に重要な役割を担っている民間団体に適宜、意見をお聞きするなど、緊密な連携を図るとともに、道及び市町村が実施する施策への協力が得られるよう努めます。

第5 ホームレス問題が顕在化していない市町村における取組 (ホームレスを生み出さないための市町村における取組)

ホームレスが少ない、あるいは、確認されていない市町村においても、きめ細かな施策を実施することにより、問題の早期解決を図り、ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方をホームレスにしない、新たなホームレスを生み出さない取組が重要です。

ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある方としては、一般的には、現に失業状態にある方、日雇労働等の不安定な就労状況にあり、定まった住居が無く、簡易宿泊所や終夜営業の店舗等に寝泊まりする等の不安定な居住環境にある方が想定されます。

これらの方に対しては、就業の機会の確保や雇用の安定化を図るとともに、一時生活支援事業等による当面の一時的な居住の場所の確保や安定した住居の確保のための相談支援等、路上（野宿）生活に至らないようにするための施策を実施することが必要です。

用語解説

あ 行

NPO

「Non-Profit organization」又は「Not-for-Profit organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

か 行

救護施設

生活保護法第38条の規定に基づく保護施設の一つ。身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者(保護を必要とする状態にある者をいう。ホームレスに限定していない。)を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設。日常生活支援や身体機能回復、日常生活動作の訓練等を実施している。

道内には、9施設(札幌市4、函館市3、帯広市1、歌志内市1 定員合計925人)
(生活保護法第38条)

居住支援協議会

住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者)の民間住宅への円滑な入居の促進のため、地方公共団体や関係団体、居住支援法人等が連携して設立する組織。情報共有や課題への対応協議、相談対応などを行う。(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に係る法律第51条)

居住支援法人

住宅確保要配慮者の賃貸住宅への円滑な入居促進のため、居住支援を行う団体、法人等を申請に基づき、都道府県が指定するもの。(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に係る法律第40条)

居住支援法人の業務：賃貸住宅への入居に係る相談・支援、見守り等の入居中の支援など

孤独・孤立対策

孤独・孤立の状態となることの予防、孤独・孤立の状態にある者への迅速かつ適切な支援その他孤独・孤立の状態から脱却することに資する取組。

(孤独・孤立対策推進法第1条)

さ 行

支援調整会議

以下を主な目的として、自立相談支援機関（「生活困窮者自立相談支援事業」の項参照）が開催する会議。

- （１）自立支援計画（プラン）案の適切性の協議
- （２）支援提供者によるプランの共有
- （３）プラン終結時等の評価
- （４）社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

市町村地域福祉計画

地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等を協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする計画。

（社会福祉法第107条）

社会福祉協議会

地域福祉の推進を図ることを目的とした民間非営利団体。（通称・社協）

地域の人々が住み慣れたまちで安心して生活することができる「福祉のまちづくり」の実現を目指した様々な活動を行うため、市区町村には市区町村社会福祉協議会、都道府県には都道府県社会福祉協議会が設置されており、道内では、各市町村社会福祉協議会及び北海道社会福祉協議会が設置されている。（社会福祉法第109条及び第110条）

女性相談援助センター

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和４年法律第52号）第９条の規定に基づき、都道府県に設置されている相談機関で、女性に関する様々な問題の相談に応じている。

また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）に基づく配偶者暴力相談支援センターの機能を担う施設の一つとして位置付けられている。道内には、１施設（札幌市）。（令和６年４月１日より、「女性相談支援センター」に名称変更。）

生活困窮者自立相談支援事業

就労の支援その他の自立に関する問題について、生活困窮者及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供・助言をし、関係機関との連絡調整を行う事業。また、生活困窮者への支援のための計画の作成等、支援が包括的かつ計画的に行われるよう援助を行う。生活困窮者自立相談支援事業を実施する機関を「自立相談支援機関」という。（生活困窮者自立支援法第３条第２項）

生活困窮者一時生活支援事業

一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定期間、宿泊場所の提供、食事、衣類その他の日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供を行う事業。

（生活困窮者自立支援法第３条第６項）

生活困窮者家計改善支援事業

家計に問題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、家計の状況を適切に把握し、家計改善の意欲を高めることを支援するとともに、生活に必要な資金の貸付のあっせんを行う事業。（生活困窮者自立支援法第3条第5項）

生活困窮者就労準備支援事業

直ちに雇用による就業が困難な生活困窮者に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を目的として、日常生活・社会生活の自立に関する支援から、一般就労に必要な知識や能力の習得を促す就労自立に関する支援までを計画的かつ一貫して行う事業。（生活困窮者自立支援法第3条第4項）

生活困窮者就労訓練事業

就労支援プログラムに基づき、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要のある生活困窮者を受け入れ、就労の機会の提供と、就労に必要な知識及び能力の向上等のための支援を実施する事業。都道府県知事等の認定を受けた社会福祉法人、NPO法人、株式会社等の自主事業として実施する。（生活困窮者自立支援法第16条第3項）

生活困窮者住居確保給付金

離職ややむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は家賃の支払いが困難となった方であって、就職を容易にするために住居を確保する必要があると認められる方に、家賃相当分の給付金を給付することにより支援を行うもの。（生活困窮者自立支援法第3条第3項）

生活困窮者支援のプラットフォーム

物価高騰等の影響によって生じる生活困窮者の増加に対応するため、官民連携による地域の実情に応じた生活困窮者支援の連携体制等を構築するためのプラットフォーム。

施策別計画

北海道行政基本条例第7条第4項に基づく特定分野別計画が示す方向等に基づき策定する計画。

た 行

対面服薬指導

患者自身が医薬品を適正に用いることができるように、主治医の治療方針に基づき、その患者を支援する側が、対面で直接服薬等について指導を行う。

多重債務

複数の借入先から返済能力を超えた借金をしている状態。

地域共生社会

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

中間的就労

一般的な職業に就く「一般就労」を直ちに目指すのが困難な人が、本格的な就労に向けた準備段階として、公的支援も受けながら、日常生活での自立や社会参加のために働くことができる就労機会のこと。

都市公園

都市公園法（昭和31年法律第79号）に基づき設置・管理される公園又は緑地を指し、一般に公開することを目的に国又は地方公共団体が設ける都市施設。

な 行

日本司法支援センター（法テラス）

総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、弁護士等によるサービスをより身近に受けられるよう総合的な支援の実施や体制の整備を行っている。

は 行

ハローワーク

厚生労働省設置法（昭和11年法律第97号）第23条の規定に基づき設置されている雇用に関する総合的な行政サービスを行う国の機関である公共職業安定所の愛称。

求職者には、その有する能力に適合した職業に就く機会を与え、求人者には、その雇用条件にかなう求職者の斡旋を行う。

福祉事務所

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条の規定される「福祉に関する事務所」。福祉六法（生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法）の事務を担う社会福祉行政機関。都道府県及び市は設置が義務付けられており、町村は任意で設置することができる。

道内では、市部については各市が設置し、町村部については道が各総合振興局・振興局に設置している。

包括的な支援体制

社会福祉法第106条の3の規定に基づき市町村が整備することとされている地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制。

保健所

地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条の規定に基づき、地域における公衆衛生の向上、地域住民の健康の保持増進などを目的として設置されている行政機関。

道内の札幌市、旭川市、函館市及び小樽市の保健所は各市が設置し、その他は道が設置している。

保護施設

生活保護法第38条の規定に基づく施設で、道内には救護施設、医療保護施設及び授産施設が設置されている。

- ・救護施設：「救護施設」の項参照
- ・医療保護施設：医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的とする施設
- ・授産施設：身体上若しくは精神上の理由又は世帯の事情により就業能力の限られている要保護者に対して、就労又は技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えて、その自立を助長することを目的とする施設

北海道地域福祉支援計画

道政を展開する上での基本となる「北海道総合計画」が示す政策の基本的な方向に沿って策定・推進する、福祉分野の特定分野別計画。

また、社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」として、市町村が策定する地域福祉計画の達成に資するよう、広域的かつ一体的な見地から、地域福祉の推進の支援に関する事項を一体的に定めるもの。

計画のめざす姿：安心して心豊かに暮らすことのできる地域共生社会の実現

ま 行

民間団体

この計画でいう民間団体とは、道内各地でホームレスの自立支援等に関わっている民間の支援団体や社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等。

道内民間支援団体一覧参照（45～46ページ）

民生委員

民生委員法（昭和23年法律第198号）に基づいて厚生労働大臣から委嘱された社会奉仕者。地域で住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める。

無料低額診療事業

社会福祉法第2条第3項第9号の規定に基づき、生計困難者が、経済的な理由によって必要な医療を受ける機会を制限されることのないよう、無料又は低額な料金で診療を行う事業。